

入 札 説 明 書

徳島県立図書館除湿器交換修繕

I	入札説明書	(頁) 1～6
II	提出書類一覧表	7
III	入札書・委任状	8～11
IV	仕様書に関する質問書	12
V	契約書(案)	13、14

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
徳島県立図書館除湿器交換修繕
- (2) 業務内容
仕様書(徳島県立図書館除湿器交換修繕)のとおり。(以下「仕様書」という。)
- (3) 作業期限
令和9年3月23日(火曜日)
- (4) 作業場所
仕様書のとおり。

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査申請手続に関する事項

- (1) 必要な資格
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
 - ③ ②の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
 - ④ ②の資格の営業品目コードがG405(空調設備)であること。
 - ⑤ 入札しようとする業務の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類(以下「応札仕様書等」という。)を県の指定する様式により、提出期限までに提出場所へ持参し、審査の結果「適合」と認められた者
 - ⑥ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者
 - ⑦ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

(2) 入札参加資格審査の申請手続に関する事項

2の(1)の②の入札参加資格を有していない者で、この一般競争入札への参加を希望する者は、徳島県知事の定める一般競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、以下に示す受領期限までに以下の提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

※一般競争入札参加資格申請書(様式第1号)については、徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。
申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

入札参加資格審査申請書の受領期限、提出場所

①受領期限

令和8年8月24日(月曜日)午前11時

②提出場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話番号 088-621-2067

ファクシミリ番号 088-621-2828

電子メールアドレス kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

徳島県のホームページから無料で交付する。

4 現地確認

(1)確認日時

令和8年8月7日(金)～8月27日(木)までの午前9時から午後5時まで
(土・日・祝日を除く。)

(2)場所

徳島県立図書館

(3)申込方法

現地確認を希望する場合は、現地確認希望申込書(様式第1号)を電子メールにて、
令和8年8月21日(金)までに提出すること。

電子メールの件名(題名)は必ず「【現地確認希望】徳島県立図書館除湿器交換
修繕」とし、提出後は必ず電話連絡により受領の確認を行うこと。

<申込先>

E-mail:library@bunmori.tokushima.lg.jp

電話:088-668-3500(徳島県立図書館 企画振興担当)

5 問合せ等について

(1)この入札について(仕様内容に関するものを除く)の問合せ先

徳島県徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館 総務担当

電話番号 088-668-1111

ファクシミリ番号 088-668-7196

電子メールアドレス nijuisseikikan@pref.tokushima.lg.jp

(2)仕様についての問合せ先

徳島県徳島市八万町向寺山

徳島県立図書館 企画振興担当

電話番号 088-668-3500

ファクシミリ番号 088-668-6904

電子メールアドレス library@bunmori.tokushima.lg.jp

(3) 問合せについての受付期間

問合せについては、別紙「仕様書に関する質問書」を使用してファクシミリまたは電子メールにより行うこととする。

なお、期間については令和8年8月21日(金)までとする。
これ以降の問合せについては回答できない場合がある。

6 入札参加資格確認申請書について

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加資格の確認を受けるため、Ⅱ提出書類一覧表1の(1)に示す書類を提出期限までに提出しなければならない。

(2) 入札参加資格確認申請書等の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限

令和8年8月28日(金曜日)午前11時00分

② 提出先

〒770-8070

徳島県徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館 総務担当

③ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。

持参の場合は、休館日(8月10日、17日、24日)を除く午前9時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に提出すること。

郵送(書留郵便に限る。)の場合は、令和8年8月28日(金)午前11時必着とする。

なお、封筒の表面に「徳島県立図書館除湿器交換修繕の入札参加資格確認申請書等在中」と**朱書**すること。

(3) 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

① 提出期限までに提出書類を提出しない者又は入札参加資格の審査の結果、入札参加資格が認められない者は、入札に参加することができない。

② 入札参加資格の審査に当たり提出された書類の返却はしない。

③ 県から提出書類等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

④ 入札参加資格の審査結果は、入札参加資格確認通知書により入札参加資格確認申請書を提出したすべての者に対し、令和8年9月4日(金曜日)までに通知する。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所、入札書の提出方法

① 日時

令和8年9月11日(金曜日)午後2時00分

② 場所

徳島県徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館 3階 会議室

③ 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書の提出期限及び提出先

封筒の表面に「徳島県立図書館除湿器交換修繕業務の入札書在中」と**朱書**すること。

ア 提出期限

入札参加資格通知後から令和8年9月10日(木)午後5時までに必着のこと。

イ 提出先

〒770-8070 徳島県徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館 総務担当

(2) 入札の方法等

① 入札の方法

「徳島県立図書館除湿器交換修繕」の総価で行う。

② 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、業務名、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、「徳島県立図書館除湿器交換修繕」の総価を記載すること。

代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 「業務名」は、業務名及び数量を明確に記載すること。ただし特に指定した場合は数量の記載は要しない。

オ 入札参加者は、業務名、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

③ 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。ただし、郵便による入札をした者は、これに应ずる意思を有しないものとみなす。

再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

① 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札

② 郵送による場合の入札であつて、提出期限内に提出先に到達しない入札又は外封筒の表面に「徳島県立図書館除湿器交換修繕の入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

③ 記名のない入札

④ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。

イ 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの。

ウ 「業務名」で業務名及び数量(数量については、特に指定した場合を除く)の記載の

ないもの又は記載を誤ったもの。

エ「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。

- ⑤ 同一事項に対してした2通以上の入札
- ⑥ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑦ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。開札に立ち会う入札参加者がいない場合は、本件入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(5) 落札

有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

8 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項

契約書(案)によることとする。

(3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

所在地 徳島県徳島市八万町向寺山
所属名 徳島県立二十一世紀館 総務担当

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

9 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、「提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、身分証明書等(顔写真入り)の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できないものとする。

10 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

Ⅱ 提出書類一覧表

1 入札参加資格確認申請時

(1) 入札参加資格確認申請書等

本件入札に参加しようとする者は、入札参加資格の確認を受けるため、次の書類を提出期限までに提出しなければならない。

郵送の場合は書留郵便によることとし、封筒の表面に「徳島県立図書館除湿器交換修繕の入札参加資格確認申請書等在中」と**朱書**すること。

- ① 入札参加資格確認申請書 1部
指定様式に記載すること。
- ② 応札仕様書 1部
指定様式に記載すること。
- ③ 除湿器カタログ 2部
仕様書上で必要としている規格、機能、性能等を満たすことが確認できるものを添付すること。
- ④ 価格一覧表(税抜き) 2通
除湿器及び諸経費の定価見積書(仕様書に準拠して品名、メーカー名、型番、数量、単位及び定価を記載した明細を作成すること。)また、メーカー標準価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに実売価格等を記載すること。

2 入札書提出時

(1) 入札書等

① 入札書 1通

② 委任状(代理人が入札する場合) 1通

(2) 留意事項

① 持参により提出する場合

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参し、確認後、封をして入札を行うこと。

② 郵便により提出する場合

内封筒に入札書を入れて厳封の上、入札参加者の氏名及び「入札案件 徳島県立図書館除湿器交換修繕」と記載し、外封筒に「徳島県立図書館除湿器交換修繕の入札書在中」と**朱書**すること。

3 再入札時

持参の場合のみ。

郵便による入札をした者は、再入札に応ずる意思を有しないものとみなします。

① 入札書及び封筒の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えること。

再入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、再入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

入 札 書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

業務名

徳島県立図書館除湿器交換修繕

入札保証金

免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

徳 島 県 知 事 殿

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

¥マークを
付すこと
(無い場合は無
効)

入 札 書									
入札金額	¥	3	4	5	2	0	0	0	
業務名	〇〇〇〇 一式								
入札保証金	免除								
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。									
令和〇年〇月〇日									
住所	徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁株式会社								
氏名	役職名	徳島 太郎							
徳島県知事 殿									

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの

■ 代理人が入札するとき

¥マークを
付すこと
(無い場合は無
効)

入 札 書									
入札金額	¥	3	4	5	2	0	0	0	
業務名	〇〇〇〇 一式								
入札保証金	免除								
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。									
令和〇年〇月〇日									
住所	徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁株式会社								
氏名	役職名	徳島 太郎							
代理人	住所	〇〇〇〇〇							
	氏名	阿波 次郎							
徳島県知事 殿									

役職名の記載が無い場合
又は申請時の役職名と
異なる記載の場合は無効

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの

「代理人」と記入
(無い場合は無効)

住所、会社名、代表者役職・
氏名を記入

住所は代理人の自宅住所を
記載し、会社の社員の場合は、
会社住所、会社名(支社・支
店名等)、氏名を記載するこ
とでも可

令和 年 月 日

委 任 状

徳 島 県 知 事 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、_____を代理人とし、徳島県が令和8年9月11日に執行する

『徳島県立図書館除湿器交換修繕』の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和 ○年 ○月 ○日

委 任 状

徳 島 県 知 事 殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町 1 - 1

徳島県庁株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○

氏 名 阿波 次郎

・住所は代理人の自宅住所を記載
・顔写真付きの身分証明書で住所
氏名を確認します。

・上記会社の社員の場合は、会社
住所、会社名(支社・支店名等)
を記載することでも可
・顔写真付きの社員証等で、記載
内容を確認します。

私は、阿波 次郎 を代理人とし徳島県が令和 ○○年 ○○月 ○○日に執
行する『 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 』の入札に関する一切の権限を委任します。

仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

業務名: 徳島県立図書館除湿器交換修繕

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

質 問 項 目	
内 容	

業務請負契約書(案)

次の業務に関して、徳島県（以下「甲」という。）と
「乙」という。）とは、次の条項により業務請負契約を締結する。

（以下

（要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- （1） 業務名称 徳島県立図書館除湿器交換修繕
- （2） 業務内容 徳島県立図書館除湿器交換修繕仕様書のとおり
- （3） 契約金額 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇, 〇〇〇円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じた額である。
- （4） 契約期間 令和8年〇月〇日から令和9年〇月〇日まで
- （5） 契約保証金 免除

（実施計画）

第2条 乙は、この契約を締結後、業務についての実施計画を定めて、業務を実施するものとする。また、乙は、仕様書に定めのない細部の事項について、甲の指示を受けるものとする。

（再委託等の禁止）

第3条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書に基づき甲に承諾を求める場合は、再委託先、再委託の内容、再委託先に対する管理方法等を文書で甲に提出しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第4条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

（調査報告等）

第5条 甲は、この業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができる。とともに、仕様書に定める範囲において業務の実施について必要な指示をすることができる。

2 乙は、業務中に異常を発見したときには、速やかに報告するものとする。

（検査）

第6条 乙は、仕様書記載の業務終了後、業務の実施について甲に報告し、甲は、10日以内に、業務の成果が契約内容に適合しているかどうか検査を行わなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

（契約金の支払）

第7条 乙は、甲による検査の結果、業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して契約代金の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に契約代金を乙に支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 完了検査の合格前に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合は、この限りでない。

(契約解除等)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、契約期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する契約代金を乙に支払うものとする。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、その責めに帰する理由により業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約の費用)

第12条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第13条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島県

徳島県知事

後 藤 田 正 純

乙